景観資源【海・河川・運河等】の景観形成基準に対する措置状況説明書

（建築物の建築等）

|  |  |
| --- | --- |
| 当該行為における景観形成に関する考え方 | |
| 記載欄 | |
| (1) 配置 | |  |
|  | 敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設け、水域からみた場合の圧迫感の  軽減を図る。 |
| 記載欄 |
| 水辺の開放感や見通しに配慮する。 |
| 記載欄 |
| (2) 形態・意匠・色彩 | |
|  | 水辺の緑や開放感と調和した落ち着きのある色彩とする。 |  |
| 記載欄 |
|  | 水辺に面して開口部を設けたり分節するなど、無表情にならないようにする。 |
| 記載欄 |
| (3) 公開空地・外構・緑化 | |
|  | 水辺沿いにオープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。 |
| 記載欄 |
|  | 水辺に面する部分の緑化を積極的に行う。 |
| 記載欄 |
|  | 敷地と水域の境界部に塀や柵を設ける場合は、できる限り開放性のあるものにする。 |
| 記載欄 |

　上記以外で特に景観に配慮した事項

|  |  |
| --- | --- |
| 記載欄 |  |